

## ○ 連携中枢都市圏構想推進要綱 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p><b>第1 趣旨</b></p> <p>(1) 今後の我が国の人口の見込み等</p> <p>我が国の総人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、<u>令和5年4月</u>に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」(出生中位・死亡中位推計)によれば、<u>令和13年</u>には1億2000万を下回り、<u>令和38年</u>には1億を下回ると推計されている。また、高齢化率も現在の約<u>29%</u>から、令和<u>9年</u>には30%を超え、令和30年には<u>36.8%</u>と大幅に上昇すると見込まれている。</p> <p>現在、1,741の市区町村のうち、人口5万以下の市区町村が全体の7割を占めており、残りの3割に人口の8割が集中している。今後、日本全体で人口減少が加速するとともに社会移動により都市に人口が集中し、都市において急速に高齢化が進行するならば、都市では人々を支えるコミュニティ機能の低下や大規模災害時における生活機能や経済機能の維持が困難になることなどの都市問題が深刻化することが懸念される。一方、地方では人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われるとともに地方公共団体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念される。加えて、人口減少に伴い、21世紀半ばの2050年(令和32年)までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化すると予測されており、人口減少は我が国の国土政策においても重大な影響を及ぼす。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第1 趣旨</b></p> <p>(1) 今後の我が国の人口の見込み等</p> <p>我が国の総人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、<u>平成24年1月</u>に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」(出生中位・死亡中位推計)によれば、<u>令和8年</u>には1億2000万を下回り、<u>令和30年</u>には1億を下回ると推計されている。また、高齢化率も現在の約<u>20%</u>から、令和<u>6年</u>には30%を超え、令和30年には<u>約40%へと</u>大幅に上昇すると見込まれている。</p> <p>現在、1,741の市区町村のうち、人口5万以下の市区町村が全体の7割を占めており、残りの3割に人口の8割が集中している。今後、日本全体で人口減少が加速するとともに社会移動により都市に人口が集中し、都市において急速に高齢化が進行するならば、都市では人々を支えるコミュニティ機能の低下や大規模災害時における生活機能や経済機能の維持が困難になることなどの都市問題が深刻化することが懸念される。一方、地方では人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われるとともに地方公共団体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念される。加えて、人口減少に伴い、21世紀半ばの2050年(令和32年)までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化すると予測されており、人口減少は我が国の国土政策においても重大な影響を及ぼす。</p> <p>(2) (略)</p>

(3) 連携中枢都市圏に求められる取組

連携中枢都市圏の形成については相当程度進捗した段階にあると評価することができ、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、人口構造の変化等に伴うインフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約に直面する中で取組を推進していく必要がある。こうした状況において、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」による活力ある社会経済を維持するための拠点の形成・維持を図っていくためには、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であり、公共施設の集約化や専門人材の確保など、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていく必要がある。このためには、連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要である。このような問題意識は、第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」にも盛り込まれているところである。

連携中枢都市圏における取組の内容を深化させていくためには、連携中枢都市圏として「地域の未来予測」を共同で作成・共有し、「目指す未来像」を議論することも有用である。（「地域の未来予測」の作成に当たっては、「『地域の未来予測』に基づく広域連携推進要綱」（令和4年3月30日付け総行市第36号）も適宜参照されたい。）

また、将来的に生じる変化・課題、大規模な自然災害や感染症等のリス

(3) 連携中枢都市圏の今後の展望

連携中枢都市圏の形成については相当程度進捗した段階にあると評価することができ、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用による住民の生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。このような問題意識は、第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」にも盛り込まれているところである。

連携中枢都市圏における取組の内容を深化させていくためには、連携中枢都市圏として「地域の未来予測」を共同で作成・共有し、「目指す未来像」を議論することも有用である。（「地域の未来予測」の作成に当たっては、「『地域の未来予測』に基づく広域連携推進要綱」（令和4年3月30日付け総行市第36号）も適宜参照されたい。）

また、将来的に生じる変化・課題、大規模な自然災害や感染症等のリス

クにも的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、デジタル技術の活用が必要不可欠であり、連携中枢都市圏においてもデジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる。連携中枢都市圏においてデジタル技術を活用した取組を推進することは、圏域の更なる発展に向けた取組内容の深化のみならず、デジタル田園都市国家構想の実現にも資すると考えられる。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においても、「地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」旨記載されており、連携中枢都市圏の取組にも期待が寄せられているところである。

(4) (略)

## 第2・第3 (略)

### 第4 連携中枢都市宣言

(1) (略)

(2) 連携中枢都市宣言書に記載する事項

連携中枢都市宣言書においては、連携中枢都市が近隣の市町村を含めた圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、連携中枢都市は、連携中枢都市宣言書を作成するに当たって、そ

クにも的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、デジタル技術の活用が必要不可欠であり、連携中枢都市圏においてもデジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる。連携中枢都市圏においてデジタル技術を活用した取組を推進することは、圏域の更なる発展に向けた取組内容の深化のみならず、デジタル田園都市国家構想の実現にも資すると考えられる。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においても、「地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」旨記載されており、連携中枢都市圏の取組にも期待が寄せられているところである。

(4) (略)

## 第2・第3 (略)

### 第4 連携中枢都市宣言

(1) (略)

(2) 連携中枢都市宣言書に記載する事項

連携中枢都市宣言書においては、連携中枢都市が近隣の市町村を含めた圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、連携中枢都市は、連携中枢都市宣言書を作成するに当たって、そ

の近隣の市町村の意向に十分配慮するものとする。

① (略)

② 圏域の現在の人口と将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（市町村別の推計が存在しない福島県内の市町村にあっては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）

③～⑥ (略)

(3)～(5) (略)

#### 第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約

(1) (略)

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約においては、宣言連携中枢都市及びその連携市町村が連携して圏域全体の政策を推進するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

①～③ (略)

④ 連携する取組

連携する取組は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3つの役割を果たすことが必要である。

特にア及びイの役割については、主に宣言連携中枢都市が中心となっ

の近隣の市町村の意向に十分配慮するものとする。

① (略)

② 圏域の現在の人口と将来推計人口（平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（福島県内の市町村にあっては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）

③～⑥ (略)

(3)～(5) (略)

#### 第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約

(1) (略)

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約においては、宣言連携中枢都市及びその連携市町村が連携して圏域全体の政策を推進するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

①～③ (略)

④ 連携する取組

連携する取組は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3つの役割を果たすことが必要である。

特にア及びイの役割については、主に宣言連携中枢都市が中心となっ

て実施することが想定されるが、地域公共交通、デジタルインフラ、交通インフラの整備等に加え、企業間連携や病診連携等の取組を含む連携市町村とのさまざまなネットワークを強化することによって、連携市町村もその便益を共有できるようにすることが極めて重要である。

また、人口構造の変化等に伴う資源制約の中で、連携中枢都市圏がアからウまでの役割を果たすためには、圏域内の公共施設や人材をはじめとする資源を効率的に活用するための取組を進めることが重要である。

各役割に応じた取組については、以下のとおりであるが、取組を行うに当たってはデジタル技術の積極的な活用が期待される場所である。その際には、デジタル人材の育成・確保のための取組や、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるよう誰一人取り残されないための取組等も併せて進める必要がある。

ア 圏域全体の経済成長のけん引

(略)

イ 高次の都市機能の集積・強化

(略)

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

次に掲げるA、B及びCの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する取組を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・

て実施することが想定されるが、地域公共交通、デジタルインフラ、交通インフラの整備等に加え、企業間連携や病診連携等の取組を含む連携市町村とのさまざまなネットワークを強化することによって、連携市町村もその便益を共有できるようにすることが極めて重要である。

各役割に応じた取組については、以下のとおりであるが、取組を行うに当たってはデジタル技術の積極的な活用が期待される場所である。その際には、デジタル人材の育成・確保のための取組や、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるよう誰一人取り残されないための取組等も併せて進める必要がある。

ア 圏域全体の経済成長のけん引

(略)

イ 高次の都市機能の集積・強化

(略)

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

次に掲げるA、B及びCの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する取組を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・

協力する事項についても規定することができるものとする。

A 生活機能の強化に係る政策分野

a～c (略)

d 教育・文化・スポーツ

- ・小中学校の区域外就学、特色ある教育を行う中高一貫校の運営
- ・スクールカウンセラー等の共同活用、学校間の連携による部活動の充実
- ・特別支援教育を充実するための教育資源の活用、帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導
- ・学校施設、文化施設、スポーツ施設等の適切な維持管理や他の公共施設との集約化・複合化による機能向上等
- ・大学における地域のニーズに応じた教育研究の実施
- ・三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高く特色ある学校教育・社会教育環境の整備
- ・圏域の多様な人材や企業、施設等を活用した多様な学習や体験活動
- ・スポーツ活動の機会の充実等
- ・文化財保護の人材ネットワークの構築や圏域の文化財を総合的に活用する取組等文化財の保存・活用

等に向けた連携

e～h (略)

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

a・b (略)

c 道路等の交通インフラの整備・維持

- ・圏域内の基幹道路ネットワーク や生活幹線道路の整備・維持

協力する事項についても規定することができるものとする。

A 生活機能の強化に係る政策分野

a～c (略)

d 教育・文化・スポーツ

- ・小中学校の区域外就学、特色ある教育を行う中高一貫校の運営
- ・スクールカウンセラー等の共同活用、学校間の連携による部活動の充実
- ・特別支援教育を充実するための教育資源の活用、帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導
- ・学校施設等の適切な維持管理や他の公共施設との複合化 を含めた機能向上のための体制構築
- ・大学における地域のニーズに応じた教育研究の実施
- ・三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高く特色ある学校教育・社会教育環境の整備
- ・圏域の多様な人材や企業、施設等を活用した多様な学習や体験活動
- ・スポーツ活動の機会の充実等
- ・文化財保護の人材ネットワークの構築や圏域の文化財を総合的に活用する取組等文化財の保存・活用

等に向けた連携

e～h (略)

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

a・b (略)

c 道路等の交通インフラの整備・維持

- ・圏域内の基幹道路ネットワーク の整備・維持や生活幹線道路の整

・道路・橋梁等のインフラについて、市町村の枠を越えて面的に維持管理や修繕等を行う取組

等に係る連携

d～f (略)

C 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

a 人材の育成（デジタル人材その他の専門人材の育成を含む。）

b 外部からの行政及び民間人材の確保（デジタル人材その他の専門人材の確保を含む。）

c (略)

d 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

・圏域内の公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置に向けた調査検討

・複数市町村にまたがる公共施設の集約化・共同利用

等に係る連携

e 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施

f aからeまでに掲げるもののほか、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る連携

⑤～⑦ (略)

(3)～(5) (略)

第6 連携中枢都市圏ビジョン

備・維持その他の広域的な観点から交通インフラの整備・維持を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d～f (略)

C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

a 人材の育成（デジタル人材の育成を含む。）

b 外部からの行政及び民間人材の確保（デジタル人材の確保を含む。）

c (略)

d aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤～⑦ (略)

(3)～(5) (略)

第6 連携中枢都市圏ビジョン

(1)・(2) (略)

(3) 連携中枢都市圏ビジョンに記載する事項

連携中枢都市圏ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① (略)

② 連携中枢都市圏の中長期的な将来像

当該連携中枢都市圏における将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所が公表したものの（市町村別の推計が存在しない福島県内の市町村にあつては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況の現状等を記載した上で、今後の人口動態について認識共有をしつつ、連携中枢都市圏全体で圏域の経済をけん引し人々の暮らしを支えるという観点から、当該連携中枢都市圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、連携中枢都市圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。

また、人口だけではなく、連携中枢都市圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計も含むことが望ましい。

③～⑤ (略)

(4)～(7) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 連携中枢都市圏ビジョンに記載する事項

連携中枢都市圏ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① (略)

② 連携中枢都市圏の中長期的な将来像

当該連携中枢都市圏における将来推計人口（平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したものの（福島県内の市町村にあつては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況の現状等を記載した上で、今後の人口動態について認識共有をしつつ、連携中枢都市圏全体で圏域の経済をけん引し人々の暮らしを支えるという観点から、当該連携中枢都市圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、連携中枢都市圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。

また、人口だけではなく、連携中枢都市圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計も含むことが望ましい。

③～⑤ (略)

(4)～(7) (略)

## 第7 (略)

### 第8 市町村に対する助言及び支援

#### (1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における連携中枢都市圏の形成や連携中枢都市圏に関する取組について情報提供や助言を行うとともに、積極的な支援を行うことが期待される。特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備、公共施設の適正配置等に向けた議論の促進など都道府県が広域自治体として取り組むことが効果的な事務については、連携中枢都市圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図るなど、連携中枢都市圏の取組を支援することが期待される。

また、2以上の都道府県の区域にわたり連携中枢都市圏が形成される場合、例えば、都道府県ごとに設定する医療圏と当該連携中枢都市圏の圏域が重複しないことが想定されるが、その際、関係都道府県は、連携中枢都市圏の取組が円滑に進むよう、連携中枢都市圏を形成する市町村の希望を尊重しながら、関係市町村と十分に協議調整を行うことが期待される。

加えて、連携中枢都市圏の取組を進めるため、例えば、都道府県の権限に属する事務であって、連携中枢都市に移譲されているが近隣の市町村には移譲されていない事務について、連携中枢都市と近隣の市町村が合意しているときは、関係市町村の求めに応じ、都道府県は条例による事務処理特例制度を活用して積極的に権限移譲を進めていくことが期待される。

なお、都道府県は、当該都道府県内の連携中枢都市圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

## 第7 (略)

### 第8 市町村に対する助言及び支援

#### (1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における連携中枢都市圏の形成や連携中枢都市圏に関する取組について情報提供や助言を行うとともに、積極的な支援を行うことが期待される。特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が広域自治体として担任する事務については、連携中枢都市圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図るなど、連携中枢都市圏の取組を支援することが期待される。

また、2以上の都道府県の区域にわたり連携中枢都市圏が形成される場合、例えば、都道府県ごとに設定する医療圏と当該連携中枢都市圏の圏域が重複しないことが想定されるが、その際、関係都道府県は、連携中枢都市圏の取組が円滑に進むよう、連携中枢都市圏を形成する市町村の希望を尊重しながら、関係市町村と十分に協議調整を行うことが期待される。

加えて、連携中枢都市圏の取組を進めるため、例えば、都道府県の権限に属する事務であって、連携中枢都市に移譲されているが近隣の市町村には移譲されていない事務について、連携中枢都市と近隣の市町村が合意しているときは、関係市町村の求めに応じ、都道府県は条例による事務処理特例制度を活用して積極的に権限移譲を進めていくことが期待される。

なお、都道府県は、当該都道府県内の連携中枢都市圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

(2) (略)

第9・第10 (略)

附 則 (平成26年8月25日総行市第200号) (略)

附 則 (平成27年1月28日総行市第4号) (略)

附 則 (平成28年4月1日総行市第31号) (略)

附 則 (平成29年12月27日総行市第77号) (略)

附 則 (平成30年8月28日総行市第52号) (略)

附 則 (令和3年4月27日総行市第42号) (略)

附 則 (令和4年11月14日総行市第125号) (略)

附 則 (令和5年4月21日総行市第56号) (略)

附 則 (令和7年1月23日総行市第6号)

第1 施行期日

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。

(2) (略)

第9・第10 (略)

附 則 (平成26年8月25日総行市第200号) (略)

附 則 (平成27年1月28日総行市第4号) (略)

附 則 (平成28年4月1日総行市第31号) (略)

附 則 (平成29年12月27日総行市第77号) (略)

附 則 (平成30年8月28日総行市第52号) (略)

附 則 (令和3年4月27日総行市第42号) (略)

附 則 (令和4年11月14日総行市第125号) (略)

附 則 (令和5年4月21日総行市第56号) (略)